

各局庁等事業所管課（室）担当官 各位

大臣官房環境政策課

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の周知について（依頼）

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」については、平成25年6月に改正法である「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（略称：「フロン排出抑制法」）が公布されました。また、施行日を平成27年4月1日とする政令につきましても、平成27年1月30日付けで公布されております。

本改正によって、規制対象が広がり、業務用冷凍空調機器の管理者（所有者、使用者等）について、管理者の判断の基準の遵守（機器の点検等）、フロン類の算定漏えい量の報告（一定量以上の漏えいがある場合）等の義務が新たに適用されます。

貴課（室）におかれましては、別添「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の周知について（依頼）」（平成27年1月30日付け 環境省及び経済産業省事務連絡）のとおり、所管する事業関係団体等に対してご連絡いただき、所属する会員様に対して広くご周知いただきますようお願いいたします。

問合せ先

農林水産省 大臣官房 環境政策課
環境企画官 大庭 東一郎（PHS：85298）
100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
代表：03(3502)8111（内線：3292）
直通：03(3502)8056
FAX：03(3591)6640
E-mail：touichirou_ooba@nm.maff.go.jp